

国 土 建 第 3 0 3 号
国 土 建 整 第 6 5 号
平成 27 年 10 月 30 日

建設業者団体の長 あて

国土交通大臣

基礎ぐい工事問題への対応の徹底について

横浜市の分譲マンションにおいて、旭化成建材（株）が施工した一部の基礎ぐいについて支持層に達しておらず、また、基礎ぐいの施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。さらに、北海道の公営住宅、横浜市の公共施設においても施工データの流用等を行っていたとの事実が明らかになった。

異なる地域や担当者による施工データの不正が相次いで判明したことにより、基礎ぐい工事、ひいては建設生産物に対する国民の安心と信頼が揺らぎかねない事態となっていることは誠に遺憾である。

今回の事案を受けて、国土交通省としては、再発防止対策等について専門的見地から検討することを目的として「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、基礎ぐい工事の管理体制や施工記録のチェックなどを含め、幅広く検討を行うこととしたところである。

相次ぐ施工データの流用等の発覚を受けて、建設生産物に対する居住者や国民の不安が広がってきていることから、不安払拭と安全確保に万全を期することが必要である。貴団体におかれても、基礎ぐい工事の安全性や品質等が確保されるよう、下記について、貴団体傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう徹底を図られたい。

記

1. 国民の不安の払拭、増幅の防止を図る観点から、基礎ぐい工事の安全性や品質等を確保するため、建設業法その他関係法令の規定に基づく工事現場における施工体制の十分な確保や施工計画の適正な実施等、建設工事の適正な施工を徹底すること
2. 施工データの流用等の事案の広がりとともに、基礎ぐい工事、ひいては建設生産物に対する国民の不安が増大してきている状況に鑑み、改めて、建築物の安全確保や居住者等の不安の増幅防止のために的確な対応を講じることを徹底すること